

社会科学研究所長に就任して

情報コミュニケーション学部教授 富 樫 光 隆

2002年から3年間、社会科学研究所の運営委員として活動させていただきました。その間、業務の全体像は把握したつもりでおりますが、その後、明治大学の組織が大きく変化し、さらなる変化が進行しつつあります。こうした変化の中で社会科学研究所はいかにあるべきか、所長としての立場から検討させていただき、課題の実現に向けてまいります。

社会科学研究所は、すぐれた教育、研究活動等の大学に課せられた多くの社会的使命のうち研究部門を側面から支えてきた、所員300名余を擁する組織です。業務内容は、各種研究費助成に関わる審査、経費の支出管理、出版刊行助成、講演会、シンポジウムの開催など多岐にわたります。これらの業務を各学部等からの運営委員16名で構成される運営委員会と研究所事務室を両輪として推進しております。しかし、専任教員が配置されて

いないため、運営委員や事務室職員に過大な負担がかかることも多々ありましたが、こうした困難をのり越え、次のような点に重きをおいて活動してまいります。

①研究費の適正な使用、成果刊行物のデジタルコンテンツ化による配信、データベースの利用によって研究活動の円滑化がなされつつありますが、不適切な引用等の問題も顕在化しつつあります。研究成果を出版、刊行される皆様の一層のご留意をお願いしつつ、査読制度の一層の充実をはかります。②社会科学研究所は、2005年5月に発足した「研究・知財戦略機構」の「研究企画推進本部」に統括される組織となっています。大きな研究領域別の3研究所と、特化した領域をカバーする特定課題研究所との関係がいかにあるべきか、今後試行錯誤を重ねながら最適な制度構築に向け努力してまいります。③研究成果の社会還元、研

目

次

社会科学研究所長に就任して	富樫光隆	1
『オリティ志向型人材育成とスマート・ビジネス・コラボレーション』	経営品質科学に関する研究	
	山下洋史	2
立大学学術研究高度化推進事業「社会連携研究推進事業」に採択されて	伊藤正昭	3
総合研究「グローバル化と市場の現代」を終えて	飯田和人	5
総合研究「MOT教育の総合的研究」を終えて	大石芳裕	6
『Corporate Governance in Japan』を刊行して	出見世信之	7
『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』を刊行して	村上一博	8

『アジア農村発展の課題—台頭する四カ国一地域—』を刊行して	久保田義喜	9
『戦後の司法制度改革—その軌跡と成果—』を刊行して	高地茂世	10
『資本主義史の連続と断絶—西欧的発展とドイツ—』を刊行して	柳澤 治	11
『市場経済移行期のロシア企業—ゴルバチョフ、エリツィン、プーチンの時代—』を刊行して	加藤志津子	12
『国有林会計論』を刊行して	野中郁江	13
『フランスの選挙』を刊行して	山下 茂	14
『国政調査権と司法審査』を刊行して	猪股弘貴	15

研究者間の共有という観点から、研究成果の多くが最終的に単発的に出されるという現在の形から、冊子体もしくは、デジタルコンテンツ形式で随時研究経過が公表され、関係領域の研究者、プロジェクトメンバーでコメントしあい、情報提供するといったプロセスがスムーズに行われるよう、サポー

ト体制を充実する必要があります。さらに④研究成果の社会還元という観点から、ホームページの充実、講演会、シンポジウムの充実等、さらに邁進してまいります。

皆様のご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

クォリティ志向型人材育成とスマート・ビジネス・コラボレーション ー経営品質科学に関する研究ー

研究代表者 商学部教授 山下 洋 史

この度、文部科学省オープンリサーチセンター整備事業として、我々の大型研究プロジェクト「クォリティ志向型人材育成とスマート・ビジネス・コラボレーションー経営品質科学に関する研究ー」が採択されました。文部科学省への申請に当たっては、社会科学研究所や研究企画推進本部をはじめとする学内の多くの方々の多大なるご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

商学部では、これまで学部内の研究活動により生み出された多くの成果を、グローバル化と情報化のさらなる進展が予想される将来に向けて集積するために、2002年度～2006年度の5年間、文部科学省 学術フロンティア推進事業「先端的グローバル・ビジネスとIT マネジメントーGlobal e-SCMに関する研究ー」の大型研究プロジェクトを展開してきました。近年の企業活動のグローバル化と情報化のシナジーに注目し、世界に先駆けて「Global e-SCM」を提唱した上で、その理論構築と情報システムの開発を行ってきたのです。これにより、商学研究の新たな飛躍を図ると同時に、この領域における世界の情報発信基地をめざした研究活動を展開してきたわけですが、そして、SCM 研究の領域で多くの成果を生み出し、それ

らを学内ではシンポジウム・紀要等、また学外では国際会議・国内学会での研究発表・特別セッション・講演や学会誌等にて公表し、高い評価を受けております。

一方で、上記学術フロンティアの研究活動を、サプライチェーンの全体最適化という観点から進めていけばいくほど、企業活動のクォリティと人材育成の重要性を痛感するに至り、今回のオープンリサーチセンター（以下 ORC）大型研究プロジェクトを立ち上げることにしたのです。当該 ORC プロジェクトは、企業の社会的責任（CSR）、とりわけ経営の「質」が大きくクローズアップされているにもかかわらず、企業や公共機関による不祥事が多発している状況をふまえると「企業活動のすべての側面においてクォリティの高い人材が必要である」という問題意識に基づき、「クォリティ志向型人材育成のためのエデュケーションチェーン・マネジメント（以下、Q-ECM：Quality Oriented Education Chain Management）」研究を展開することを目的としております。

この Q-ECM なるコンセプトは、当該 ORC プロジェクトの基盤となる上記学術フロンティアの研究活動から生み出された ECM（Education

Chain Management；組織の壁を越えたコラボレーションによる教育の全体最適化) のコンセプトの中核に、企業活動のクォリティと社会に貢献する人材の育成を位置づけ、当該 ORC プロジェクトが新たに提示するコンセプトです。こうした Q-ECM の考え方に基づき、既存の組織や文理の壁を越えたクォリティ志向の「柔らかいコラボレーション」による人材育成の全体最適化を図るべく、下記のようなテーマに関する研究を展開していく計画です。

- ①クォリティ志向型人材育成のためのエデュケーションチェーン・マネジメント
- ②組織の壁を越えた「柔らかいコラボレーション」
- ③文理の壁を越えた質の高い情報共有と知識共有
- ④現場志向による、モノづくりの質とサービスの質の両立

⑤製造と販売の「スマート・シンクロナイゼーション」に基づく戦略的グローバル SCM

①～⑤の活動を通じて、Q-ECM の考え方を広く社会に根づかせるとともに、こうした文理融合型の研究活動を通じて従来の品質管理の裾野を広げることにより、人材育成の重要性に焦点を当てた新たな研究領域＝経営品質科学の理論構築をめざしていきます。また、こうした活動から生み出される研究成果を学部教育や社会教育に還元するために、プロジェクト・メンバーによる学部間共通総合講座と公開講座を積極的に開講していく予定です。

以上のような研究と教育のインタラクティブな活動を通して、既存の組織や文理の壁を越えた両者の相乗効果を生み出していく所存でおりますので、今後とも皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

私立大学学術研究高度化推進事業 「社会連携研究推進事業」に採択されて

研究代表者 政治経済学部教授 伊藤正昭

この度、政治経済学部教員が中心となって「地域企業の人材育成と経営改善のための特定拠点連携型地場産業振興」の研究プロジェクトを立ち上げ、文部科学省の社会連携研究推進事業に構想調書をもってその実施を申請し、採択されました。

今回のプロジェクトに参画するほとんどの研究者が 2002 年度から 2006 年度まで実施したオープン・リサーチ・センター整備事業（研究課題「地域産業発展のための企業家、実業家、行政マン等育成のための研究プロジェクト」）において大きな成果を残すことができました。その研究成果を

踏まえてさらに研究を深耕するために、オープン・リサーチ・センター整備事業の継続事業として 2007 年度から 2009 年度まで実施することになったものです。

社会連携研究推進事業で最重視される事業内容は「地場産業との連携による地域振興」にあるのですが、採択事例の多くが理学部、医学部、工学部などの研究機関が地域社会と連携活動を展開するもので、われわれのように社会科学関連でとくに地域の産業振興や人材育成の視点を持つものは希で、それだけに期待も大きいと思われま

以下に研究目的と研究方法の概略について記しておきます。

研究目的

地域経済の自立的発展、地域産業振興を促進するため、地場産業の中小企業で不足する人材（技術・技能継承者、人事・社員育成担当者、マネジメント担当者、マーケティング担当者など）にかかわる問題解決を目指し、地域中小企業、産業支援機関、地方自治体等で産学官連携を含めた共同研究活動を実施します。地場産業等の人材育成の理論的研究と現場主義に徹し地域の産業風土を踏まえた実践的活動の展開により、地場産業に向けた人材育成プログラム開発を主目的とし、「特定拠点」として新潟県三条・燕地域を設定し、新潟県県央地域地場産業振興センターとの連携によって当地域の地場産業振興に取り組みます。

研究計画・研究方法

既実施のオープン・リサーチ・センター整備事業において設置した地域産業人材開発研究センターでは、新潟県県央地域地場産業振興センター内に産学共同研究室を設置し、調査研究だけでなくシンポジウムや人材育成セミナーなどにより地域の中小企業、産業支援機関等との連携活動を具体的

に実施してきました。この調査研究および連携活動をさらに強固に展開します。

基本となる研究手法は、連携地域における中小企業を対象とする徹底的な実地調査・アンケート調査、地場産業の実態分析とニーズ抽出による人材教育・研修プログラムの開発、開発した教育・研修プログラムの実験と効果の多角的な検証です。そのフィードバック関係の構築により、地場産業において効果的に導入可能な人材育成手法を開発し、連携先地域の支援機関や地元企業と共同して実際に人材育成プログラム開発を推進し、効果が発揮できるまで研修プログラムを持続的に改良、改善に取り組むことが最大の特徴になります。

調査研究に当たっては、連携先地域はもちろん全国各地における企業訪問による経営者と従業員、中小企業支援機関訪問による職員等に対するインタビュー調査、実地視察等を組み込んだ調査を行い、全国的規模のアンケート調査によって地域特性を明確に把握しながら人材育成手法の開発に取り組むものです。

当事業の実施に当たって、前回のプロジェクトにまして大学、教員、職員のご協力を仰ぎたく、ご指導、ご支援をお願い申し上げます。



総合研究「グローバリゼーションと市場の現代」を終えて

研究代表者 政治経済学部教授 飯田和人

本研究の目的は、市場を軸に運動する資本主義経済がグローバリゼーションの下でどのような変貌を遂げつつあるのかを検証することにある。

先進各国が国内市場の成熟・飽和化（＝資本過剰）に直面し、資本が積極的に国外市場に向かうのは19世紀70年代以降である。世界経済は、そこから新たな国際分業関係の構築を模索し始めたものの、その帰結は世界各地で頻発した帝国主義戦争であり、最終的には2度の世界大戦であった。

第二次世界大戦後1970年代までは、技術革新の簇生とともに新しい投資領域が国内に次々と開拓されて資本が国内市場に向かう時代となった。このとき先進資本主義諸国は高度経済成長の時代を迎える。ここで先進各国は、いわゆるパクス・アメリカナの下、それぞれ適当な国際分業関係を与えられる中で福祉国家政策を展開し得たが、資本が国内市場の拡大に限界を見たとき、再び資本と国家が外に向かう時代、すなわちグローバル資本主義という新たな歴史段階が始まった。

本研究を通して、飯田は以上のようなグローバル資本主義を規定する歴史的構造的な枠組みを明らかにするとともに、そこにおける市場と資本と国家の3者の理論的関連を究明している。

柿崎は、この現代のグローバリゼーションが、実はアメリカナイゼーション（地球規模のアメリカ化）だということを第二次世界大戦後の冷戦体制とその崩壊過程の中から検証する。そのために、まずIMF・GATTと核ミサイル体系というパクス・アメリカナを支えた基本的枠組みを確認するとともに、それが巨額の軍事負担と生産の空洞化を主因とした双子の赤字によって解体していっ

た過程を明らかにする。

他方、パクス・アメリカナの重要支柱であったGATTは、グローバル資本主義の時代に入ってWTOへと発展したが、このGATTとWTOの両者に通底する基本理念の1つは「無差別原則」であった。現在、この例外規定として認められたFTAが急速に拡大し、それを核に形成された地域経済統合が新しい地域主義の流れを形成しつつある。間宮は、この地域主義とグローバリゼーションとの理論的関連を検証しつつ、国際法上の規律が経済問題にいかなる効果を持ちうるのかを明らかにしている。

資本主義経済の発展の中で、このような市場やそのルール作りの主体となる国家（または国家間）のあり方は変遷したが、その基底的部分で決定的な役割を果たしているのは各国の企業（＝資本）であり、その活動である。坂本は、「市場のグローバリゼーションと企業がバランス」というテーマで、グローバル資本主義下での企業の統治構造の変遷とその意味を究明している。

さて、第二次世界大戦後の資本主義経済においては景気循環が恐慌爆発をとまなうことはなくなったが、その理由は政府の経済過程への積極的な介入にある。ただし、グローバリゼーションの下では、この政府の経済過程への介入は様々な形で無力化されている。高橋は、1990年代の日本経済に見られたデフレを伴う経済の長期停滞現象の中にその無力化の実態を検証している。

以上の成果は、2008年度中に日本経済評論社より単行本（『グローバリゼーションと市場の現代』）として出版される予定である。

総合研究「MOT教育の総合的研究」を終えて

研究代表者 経営学部教授 大石 芳裕

2004年度～2003年度、社会科学研究所より総合研究の認定を受けて、向殿政男・大滝厚・宮城善一（以上、理工学部）ならびに郝燕書・大石芳裕（以上、経営学部）の5名で「MOT教育の総合的研究」を行ってきました。研究メンバーはこの5名にとどまらず、商学部の先生方ならびに他大学の先生方、それに外部の研究機関や企業の方々にも参加いただき、文理融合、産学融合で、広範な視点から、正に「総合的」に研究してきました。

研究の第1は、国内外のMOT教育の実情把握です。定量調査・定性調査を行い、いくつかの個別インタビューを加えて、MOT教育の実情を把握するように努めました。その結果、たとえば日本においては政府の誘導政策のお陰もあり、近年、大学院レベルでMOT教育が盛んに実施されるようになっていきます。興味深いことは、大学院におけるMOTディグリープログラムが文系研究科に設置されている割合と理系研究科に設置されている割合がほぼ同数であるということです（「どちらでもない」もその約半数あります）。そのほとんどが2003年以降に設置されています。主な対象は社会人ですが、社会人・学生を問わないもの、学生だけに限るもの（理系研究科のみ）もあります。日本におけるMOT教育は、文理融合を図りながら、広く社会人・学生を対象として、ごく最近開始されたことが分かります。欧米先進国では日本より早くからMOT教育に取り組んできたようですが、中国やインドのような途上国でもMOT教育は盛んです。たとえば、インドでは「IIT

(Indian Institute of Technology) を出て IIM (Indian Institute of Management) へ進学し、就職する」のが超エリートの教育コースになっています。理系を学んだ後、すぐ文系（ビジネス）を学び、社会に巣立っているのです。

研究の第2は、実践です。単に国内外のMOT教育を調査するだけでなく、そこで得た知見を活かした実験的なMOT教育を本学で実践することに努めました。学部間共通講座の実施、公開講座の実施、それに正規メンバーではありませんがプロジェクト・メンバー一人による文系研究科におけるMOT関連講座の開設などです。それらを通して、教材の開発を行い、同時に学生・院生や社会人のMOTに対するニーズの把握、本学におけるMOT教育の課題発見、などに努めました。本学においては理系キャンパスと文系キャンパスが離れており、MOT教育を実践する際の一つの制約条件となっています。しかし、どのような大学にもさまざまな制約があるわけで、制約を乗り越えてMOT教育を制度化するためにはどのような方策があるかも議論の対象となりました。その過程で、制度化に向けてのいくつかの公式会合もたれ、正規メンバー・非正規メンバーの数名がそれらに参画しましたが、現在のところ、まだ制度化が実現されるところまではいっておりません。国内外の趨勢を見ますと、本学にもMOT教育の公式プログラムが必要であるように思われます。

総合研究は終了しましたが、報告書を作成した後も研究を継続する予定です。

『Corporate Governance in Japan』を刊行して

商学部教授 出見世 信 之

本書は、商学部で研究・教育を共にする出見世信之、三和裕美子、中林真理子、名越洋子による、総合研究「コーポレート・ガバナンスの国際比較研究－商学的アプローチ」の研究成果を刊行したものである。この研究は、コーポレート・ガバナンスに関して、機関投資家、モラルハザード、アカウントビリティの履行、ストックオプション、情報開示、取締役会、社外取締役会、コンプライアンスなどについて多面的考察を行ったものである。コーポレート・ガバナンスについては、OECD（経済協力開発機構）がコーポレート・ガバナンス原則を公表するなど、世界的に関心が高まっている。その一方で、研究を進める過程で、日本のコーポレート・ガバナンスに関する外国語文献が極めて少なく、また、その情報が海外に正確に広く伝えられていないのではないかの認識を有するにいたったことから、日本のコーポレート・ガバナンスの実践ならびに研究の現状を世界に発信するために、英語での刊行を試みた次第である。

本書の構成は三部から成る。「第1部 コーポレート・ガバナンスへの4つの接近法」では、経営学、リスクマネジメント論、会計学、機関投資家論の視点からコーポレート・ガバナンスの問題がエンロンの破綻とSOX法制定など、米国等の動向をも紹介しながら論じられている。「第2部 日本のコーポレート・ガバナンス」においては、機関投資家、取締役会、会計と情報開示、経営のジャッジメントハザードについてそれぞれ論じら

れている。経営のジャッジメントハザードとは、それが経営者の善意の判断ミスによる損失拡大の可能性を意味するが、それを故意・悪意または重過失による損失拡大を招くモラルハザードとは区別して論じている。「第3部 グローバル経済とコーポレート・ガバナンス」においては、まず、グローバルな機関投資家の行動主義が日本の金融制度および日本の会社に与える影響について考察している。次いで、OECDコーポレート・ガバナンス原則については、2004年に改訂された原則について、日本への影響等を確認している。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスの実践は、日々変化している。2006年に会社法が施行され、さらに企業に対して内部統制の確立が求められるようになってきている。また、法的規制や株式所有構造の変化から、日本における企業買収をめぐる環境は従来型の株式持合いが堅固であった時代とは大きく異なっている。さらに、東京証券取引所によりコーポレート・ガバナンスに関する情報開示の拡充が上場会社に求められ、上場会社に関するコーポレート・ガバナンス関連情報が容易に入手できるようになっている。こうした2006年以降の変化についても、継続的に研究することが求められるとともに、会社法の分野からコーポレート・ガバナンスを検討することについても課題として残されている。

最後に、本書が明治大学社会科学研究所叢書として刊行できたことを改めて感謝申し上げたい。

『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』 (日本経済評論社) を刊行して

研究代表者 法学部教授 村上 一 博

各年度の初めごろ、私が、学部や法科大学院の講義「日本近代法史」で、①近代日本の法律学は、東京帝国大学ではなく、明治大学の前身である明治法律学校から生まれ育ったのであり、②明治から昭和にかけて、最も数多くの判事・検事あるいは弁護士を輩出したのも、東京専門学校（早大）や英吉利法律学校（中大）でなく、明治法律学校であったと話しますと、多くの学生諸君は、不思議そうな怪訝な眼で私を見る。しかし、①創立者の岸本辰雄や宮城浩蔵らが、江藤新平司法卿によって活性化された司法省内の法学校（当初、明法寮）で御雇法律顧問のボワソナードから通訳もなしにフランス法へ学び、その後、パリ大学・リヨン大学に留学、帰国後は、当時最先端のフランス法知識を駆使して明治政府の立法事業に参画、その傍ら明治14年に明治法律学校を創立したことや、②代言人（弁護士）試験や判検事試験の統計を示して、明治法律学校出身法曹の数を具体的に示すと、徐々に、表情が緩み、その眼が輝いてくる。

もっとも、私のこうした発言が、今日の法学界の定説であるかと言えば、必ずしもそうとは言いきれない。これまで、明治大学においても大学史が何度か編纂され、創立者らの法学関係著作の復刻が行われてきた。とりわけ、『明治大学百年史』は、全国の大学史中でも屈指の出来栄であり、そのなかで、明治法律学校の法学教育や輩出した法曹について相当な頁が割かれているし、さらに特筆すべきは、百年史刊行の後も、大学史資料セ

ンターが立ち上げられて、組織的で精力的な資料収集活動が展開されてきたが、それでもなお、①②のテーマを正面から扱った法学分野の専著は近年まで刊行されなかったため、ひろく学界の共通理解をえるまでには至っていないのである。①創立者たち講師陣の法学理論の特徴について、講義・著作を網羅して、法制官僚や法曹としての実際の活動とも関連づけながら、総合的に分析する作業が不可欠であり、②明治法律学校から巣立った法曹たちが全国各地で展開した実践活動を知るための資料発掘を、さらに継続的に行っていく必要がある。

この度、私が敬愛する学内外の友人3名とともに、社会科学研究所叢書の一冊として刊行した『日本近代法学の揺籃と明治法律学校』（日本経済評論社）は、総合研究「明治法律学校講義録の総合的研究」（2004～2006年度）から得られた研究成果のうち、もっぱら草創期の明治法律学校において展開された近代法学説史を扱った、①の序説にすぎない。この姉妹版として、村上編『磯部四郎論文選集』および、平井一雄＝村上共編『磯部四郎研究』（信山社）も発表しているので、併せて参照されたい。近い将来、続いて、第二・第三弾の資料集・研究書を刊行したいと考えている。なお、②に関しては、大学史資料センター編『尾佐竹猛著作集』（ゆまに書房）がすでに刊行され、『布施辰治著作集』（ゆまに書房）および『尾佐竹猛研究』（日本経済評論社）も近刊の予定である。

『アジア農村発展の課題』を刊行して

研究代表者 元農学部教授 久保田 義 喜

本研究の視点は発達した国々との格差、都市との格差という二重の格差に喘ぐアジアの農村が将来に向けて発展していくために求められているものは何か、四つの国と一つの地域を事例に検討することでした。しかしその国なり地域はテーマから選んだというよりも、メンバーがこれまで関わり、関心があった国・地域を対象とした。研究を進めるに当たって問題としたことは対象国の①気候条件、②農業生産方式、③経営規模、④近代化の歴史的背景、⑤宗教的・文化的バックグラウンド、⑥農村開発の主体等について検討することでした。

まとめに際して意識した点は、①WTO 体制とのかかわり、②環境問題との関連、③食習慣の変化と食料需給に関わる問題、④現代における都市と農村との関係、⑤開発主体の成熟度合いといったことでした。1995年以降、世界貿易が暫定的な GATT 体制から WTO 体制へと大きく変化しました。すべての非関税措置を関税化するというもので、日本を含むアジアの国々にとって厳しい障碍となっていることは言うまでもありません。とりわけ韓国の場合は米の自由化に猶予期間が設けられたとはいえ日本以上に大きな社会的摩擦を引き起こしました。さらに、従来、国際機関とは距離を置いてきた中国が 2001 年に WTO に加盟するや、農産物の輸出大国となり近隣諸国との間に摩擦を引き起こしていることです。

二番目には環境に関わる問題でした。過度の農地開発が生態系を崩し、災害を引き起こす状況になっていることです。そこで、中国は傾斜地にある農地を森林に戻す「退耕還林」政策を進めてい

ますが、食料増産政策から生産性向上路線への切り替えが農村にとって新たな矛盾を引き起こしていることをどう考えるかです。

三番目は食習慣の変化と食糧需給に関わる問題でした。経済成長に伴う所得水準の上昇によって人々の食習慣が大きく変化しております。中国では肉の需要が増加し、家畜の飼料が大量に不足してきました。それを輸入によって対応しようとしているのですが、これは高度成長期に日本が経験した道であり、そうした対応が農村の発展につながるのか危惧されます。

四番目には都市と農村との関わり方です。農村は従来、生産の基地ではありましたが、都市住民を受け入れる空間ではありませんでした。ところが、都市の人々のライフスタイルの変化によって農村が貴重な空間として再評価されるようになってきたのです。農村は単に物を生産するだけでなくサービスを提供する場へと変化しているのです。このことは生産所得を増やすことのみを追及してきた従来型の開発方式を見直し、新たな対応が求められことを意味します。

最後に農村発展の担い手は誰かという問題ですが、押なべて零細農によって担われてきた農村をとりまとめ、発展の軌道に乗せていくには協同組合的対応が必要だと考えられます。中国のような社会主義の体制の下では行政がその役割を担うでしょうが、他の国では農村協同組合の活動に一定の経験があり、それを活かしていくことが重要だと考えられます。

『戦後の司法制度改革—その軌跡と成果—』を刊行して

研究代表者 法学部教授 高地茂世

本書は、1999年度の同名の総合研究の成果として2007年3月31日に成文堂より刊行されたものである。この総合研究の主たる目的は次の点にあった。すなわち共同研究者の一人である納谷廣美教授と筆者との共訳に係るA. オブラー著・内藤頼博監『日本占領と法制改革』（1990年、日本評論社）および同教授の翻訳に係る『法制・司法制度の改革』（1996年、日本図書センター）は、いずれもGHQ占領下におけるわが国の司法改革について網羅的に記述しているが、必ずしも詳細に触れられていない点もあり、この分野における研究を対象とした類書もそう多くは見あたらないことから、個別専門的観点から資料を収集し、この時期の司法改革について再点検・評価をすることであった。そこで筆者は同時期に同じく連合国の占領下にあったドイツにおける司法改革についての比較研究を、納谷廣美教授は民事訴訟法の観点からわが国における司法改革を、中村義幸教授は行政訴訟の観点から同じくわが国における司法改革を、また芳賀雅顯准教授は国際民事訴訟法の観点からわが国とドイツの比較研究を担当することとして研究に着手した。しかしながらこの間にインタビューを予定していた内藤頼博先生を始め多くの関係者がお亡くなりになる一方で、納谷教授が法学部長・学長を歴任し、中村教授が短期大学学長・情報コミュニケーション学部長を歴任し、芳賀准教授が在外研究で2年間ドイツに滞在するなどの事情もあり、研究成果のとりまとめに長期

間を要する結果となってしまった。また国際民事訴訟法の分野では成果が得られないことが途中で判明したため家庭裁判所制度の比較研究にテーマを変更することとした。研究対象の時間的なレンジに関しても、当初は主としてドイツおよびわが国での連合国による占領期の司法改革に的を絞っていたが、1999年7月に司法制度改革審議会が内閣に設置され、2001年6月に司法制度改革者議会の意見書が内閣に提出されて以来、そこでの提言に基づいて、本研究と同時進行的に一連の司法改革が行われたことから、これらの近年におけるわが国の司法改革にも目を向けざるをえなかった。本書の構成が、「序 占領下日本における司法改革の概観」（納谷廣美）、「第1編 占領下ドイツにおける司法改革」（高地茂世）、「第2編 民事訴訟制度の改革—その軌跡と成果—」（納谷廣美）、「第3編 行政訴訟制度の改革—その軌跡と成果—」（中村義幸）、「家庭裁判所の制度の改革—その軌跡と成果—」（芳賀雅顯）からなっているのは、このような事情を反映したものである。本書の刊行にあたって、社会科学研究所出版刊行委員会の先生方に度重なる査読の煩をおかけしたことをお詫び申し上げると同時に、研究成果の提出について辛抱強くお待ち頂き、叱咤激励された社会科学研究所長（当時）の山田庫平教授に共同研究者を代表して心から御礼を申し上げたい。また本書の刊行により、この分野での研究が一步でも前進することを心から願う次第です。

『資本主義史の連続と断絶 —西欧的發展とドイツ—』を刊行して

政治経済学部教授 柳 澤 治

私の専門は西洋経済史で、このたび明治大学社会科学研究所叢書として刊行していただいた表記の書物は、その西洋経済史に関してこれまで発表した8つの論文をとりまとめたもので、私にとって単著の書物としては3冊目になります。最初の著書は1974年、2冊目はそれから15年目の1989年の出版で、このたびの書物はこの2冊目から17年が過ぎた計算になります。この本に収録した論文のうち、最も古いのは1979年に公にされていますから、27年の年月が経過したといった方が正確かも知れません。

この間に書物の作り方が大きく変わりました。2冊目までの著書は、印刷された論文の抜刷や書き下ろしの手書きの原稿を出版社に渡せば済みました。印刷所の植字工がそれらについて一つ一つ活字をひろって、活版印刷にしてくれたからです。このやり方はもちろんグーテンベルク以来何100年にわたって用いられてきた方法でした。しかしこの間に印刷方法に思いもかけぬ革命が起きてしまいました。書物の原稿の内容は今やすべてパソコンで打って、フロッピー・ディスクなるものに活字化して収録してから出版社に渡さなければならなくなりました。つまり著者は、苦労して論文を書き上げるだけでなく、さらに印刷所の植字工の役割まで担うことになったのです。

もちろん普通の人は誰もがこの革命に即座に順応しました。文章は「書く」のではなく、今や「打つ」ものになりました。作家は「もの書き」でなく、「もの打ち」に変わりはてました。「えん

ぴつを舐め舐め」原稿用紙に字を埋めることがなくなれば、「ペんだこ」が死語となるのも当然です。ところがグーテンベルク以来のこの画期的な印刷革命は、私にとっては最大の難問となりました。と申しますのは私は未だにその「ペんだこ」の持主だからなのです。タイプライターが打てたのだからパソコンにも慣れるはずだ、と友人が励ましてくれるので、いつか「打つ」（飲む・打つ・買うの「打つ」ではもちろんありません）ことに習熟したいと願ってますが、今なお原稿用紙とエンピツ・消しゴム・卓上クリーナー（これは最早手に入らなくなりました）を手放すことができないのです。

この度の書物に収めた論文の殆どは、そのような手書き原稿の活版印刷でした。それをフロッピー・ディスク化するためにどうしたらよいか。いつも手書き原稿をパソコンで打ってくれる家内にはあまりに荷が重すぎます。そこで明治大学の皆さんの援助を乞うことにしました。大学院生だった峰麻衣子さんと助手だった赤津正彦さんが気持ちよく助けてくれ、そして毎度のことながら政経資料センターの助手補の皆さんの助力にすぎりました。明治大学社会科学研究所から出版助成をいただき、明治大学政治経済学部の皆さんの助けがあって、はじめてこの本は世に出ることができたのだと思います。書物の「あとがき」にも記しておきましたが、この場をかりてもう一度明治大学の皆さんに対して御礼を申し上げたいと存じます。

『市場経済移行期のロシア企業—ゴルバチョフ、エリツィン、プーチンの時代—』を刊行して

経営学部教授 加藤 志津子

拙著は、ロシア企業が市場経済移行期にどのように変容したかを、ゴルバチョフ時代（1985-1991年）、エリツィン時代（1992-1999）、プーチン時代（2000-現在）と順を追って、歴史的にたどったものである。そしてそのような歴史過程の分析の結果、次の3つのことを明らかにした。①ソ連社会主義企業システムは、公式に認められていたような基本的特徴を1930年代以来有していたが、実際にはそれらと反するような派生的特徴を有する矛盾したシステムであった。②ゴルバチョフ時代、エリツィン時代の企業システム改革は、現代経済において市場メカニズムを使わずに企業の効率性を維持・向上することは不可能であるが、国家の経済からの退場がただちに企業活動を効率化させるわけではないことを示している。③市場経済化を経てもなお、ロシアの企業システムにはソ連型社会主義企業システムの基本的特徴、派生的特徴が残存しており、そのことがロシアの経済と企業システムの発展の展望に懸念をもたらしている。

拙著に対して、望月喜市氏（『ロシア・ユーラシア経済調査資料』2006年11月号）、藤原克美氏（『比較経済研究』第44巻第2号、2007年）より書評をしていただいた（2007年6月時点では未発表だが、ほかに溝端佐登史氏、小西豊氏が

書評してくださる予定である）。望月氏、藤原氏には、読みやすいとはいえない拙著を精読していただき、感謝している。技術的な不備、論証の不足、記述のアンバランスなど、厳しいコメントもいただいた。そのうちの多くは、私自身もある程度、自覚していたものであるが、時間的な制約、力量不足により解決できなかった。ご指摘を今後の研究の糧としたい。

拙い小著ではあるが、これの脱稿までには多くの人々・機関のお世話になった。多くの先学、同輩、若い研究者の人々から学ばせていただいた。また、勤務先の明治大学では、とりわけ経営学部の同僚諸氏の理解を得ることができたおかげで、2年間の在外研究、1年間の国内研究の機会を与えられた。出版にあたっては、明治大学社会科学研究所ならびに（株）文真堂のお世話になった。ここに厚くお礼申し上げる。

出版直後は、とにもかくにもひとつの到達点に立ったという安堵感に浸ることができた。不十分なものではあっても、1冊の著書を残しえたという満足感があった。いま読み返してみると、指摘された点以外にも不十分な点が多数あることに気付く。次の峠を目指してもう一度頑張りたいと思う。

『国有林会計論』を刊行して

商学部教授 野中郁江

2006年度の研究所叢書として刊行していただいた拙著『国有林会計論』は、当初、ある大学に農学博士を申請するために執筆したものであった。ところが連合大学院という新制度への移行によって申請資格が変わり、資格がないということになった。すでに送ってあった論文や関連書類が、外側の段ボール箱だけ違うものとなって送り返されてきたときは、さすがにショックであった。

研究論文として執筆し、研究対象が限定されていることから、市場性がなく、どうしたものかと思案していたときに、研究所叢書として採用していただくことができ、出版することができた。日頃は締め切りに追われ、バタバタと出版する機会が多いが、今回は表紙に仙台船形山狸々池の写真を載せ、推敲にも時間をかけることができ、自分としても満足するものとなった。改めて、出版助成制度の有り難さを感じた次第である。

本書は、わが国国土の2割を占める国有林の会計制度である国有林野事業特別会計を対象としている。国有林野事業特別会計は、独立採算制を基調として行われ、高いときで8%もの金利を支払い、その結果、4兆円近い累積債務を背負って、1998年に財政破綻にいたっている。6万5000人もの国有林労働者を7000人近くまで減らし、現在さらに行政改革推進法によって、一部独立行政法人への移行を含め、大幅な人員減がなされようとしている。森林のもつ重要性が日増しに認識されるなかで、このような事態をどう考えるのか。そのなかで会計はどのような位置にあり、どのような役割を果たしてきたのであろうか。国有林野事業のあり方と無関係に、中立的なものであった

のか、それとも何らかの方向を促進・誘導する役割を果たしてきたのであろうか。

その答えは後者である。国有林の会計原理は、次の3つの時期に分けることができる。①成長量＝伐採量となるような計画のもとで、「造林不足」、「伐採超過」という概念によって、資金の一般会計繰入を制限する役割を果たした蓄積経理期、②成長量<伐採量という増伐経営のもとで、林政の関心が特別会計の外へ移り、「造林不足」、「伐採超過」概念が形骸化した蓄積経理期、③財政投融資資金の投入を正当化するために、担保として造林費の資産計上を容認した取得原価主義を採用した時期である。国有林会計は、国有林林政の方向性に追従して、それを促進すべく変わってきた。

具体的な論証は本書にゆずることとして、本書をまとめるなかで確認できたことがある。それは会計のあり方と算定対象となっている組織のあり方との関連の緊密さであった。会計は、その算定対象が国有林にしる、企業にしる、政府機関にしる、学校法人にしる、社会的諸関係のなかに存在する組織の財産、資本、損益を算定する。その会計のあり方は、その組織のあり方、つまり運営主体や場合によっては行政の意図によって方向性が決定されるということができる。したがって、あれこれの会計処理方法のみを取り上げて、技術的な性格や妥当性を研究することによっては、現実に行われている会計の役割、変化の本質を解明することはできない。会計のあり方、役割を決定している要因を社会的関連のなかで解明するという社会科学としてのアプローチの意義、有効性を、国有林会計研究を通じて、改めて確認した。

『フランスの選挙』を刊行して

大学院ガバナンス研究科教授 山下 茂

さる平成19年3月、平成18年度出版助成を頂いた御蔭で、『フランスの選挙』を公刊できました。まず、はじめに、社会科学研究所の各位、とくに中邨章副学長・大学院長をはじめとする関係者の皆様に、平成16年4月に本学の教員に就任したばかりの筆者の拙い論稿を採択され、社会科学研究所叢書として広く社会一般の目にふれる可能性を開いて頂いたことについて、改めて厚く御礼申し上げます。

本書はフランスにおいて中央・地方の政治的公職を選任するために行われる各種の選挙について「その制度的特色と動態の分析」（本書の副題）を示したのですが、関心の中心は実は我国での制度にあります。選挙を制度と実態の両面から検討して、制度がどのように機能し政治世界にどのような効果を生んでいるか、とくに我国での選挙や政治のあり方を検討する上で、どのような点が参考になるかを提示することが、筆者の本当の狙いです。

その場合「国・地方を通じる政治の世界に適切な人材を確保するために、どのようにして人材を調達し、育成訓練し、活躍させ、業績評価すればよいか、そのために制度上で工夫できることは何か？」という問題意識から論じました。フランスでの大統領選挙に国会両院の国政選挙、「コミューン」「県」「州」さらに広域行政組織という地方選挙の全体を具体的に採り上げていますから、クドイのは難点ですが、幅の広さは自慢できます。

その結果、（特色1）一般被用者の公選職進出に際しての身分保障、（特色2）2回投票制一こ

れは[1]「多数派」の勝利と「漁夫の利」の防止、[2] 公明正大な多数派形成プロセス、[3] 新人の挑戦が容易になる、といった機能を持ちます。（特色3）「多数派プレミアム」—これは安定多数派による行政執行を生み出します。（特色4）地方の首長を実質的に「直接」選挙、（特色5）首長と安定多数派の同時選択、（特色6）地方での行政執行は準「議院内閣制」、（特色7）公選職の兼任、（特色8）ポストが人をつくる、（補論）「選挙」の意味を改めて考えさせる、というさまざまな「特色」を摘出しました。投票の「移行」に注目して、政党支持の「箱庭内砂山」モデルなどという提案もしています。

そのうえで結論を(1)「立候補のリスクが少ないこと」と(2)「叩き上げ、磨き上げられる「代表」たち」に絞り、我国向け「提言」として「政治家稼業」を「賭け」から解放する制度にしようとして提起しました。「制度」ならば「改革できる」ことを強調して、我国における制度の再検討と設計変更（改革）を促しています。

我々の代表者がよい政治家であってほしいと願うのは国民共通の願いですが、えてして政治家各人や選挙民の心構えばかりが強調されがちです。筆者は、心構えの他に我々が実際にできることを提唱しています。政治のための仕組みは天賦のものではありません。すべて人為のなせる業です。神ならぬ人の身の品格はなかなか向上しがたい。しかし制度だったら、人為の産物ですから、我々普通の人間でも改革出来るではありませんか！

『国政調査権と司法審査』を刊行して

法学部教授 猪股弘貴

このたび明治大学社会科学研究所の叢書の一つとして、拙著『国政調査権と司法審査』（信山社、2007年）を刊行させていただいた。このような貴重な機会を与えてくださり、支援いただいた同研究所、山田庫平所長（当時）、および同研究所運営委員会の諸先生に、まずもって、心からのお礼を申し上げたい。

同書は、早稲田大学に、博士（法学）学位論文として提出した『憲法論の再構築』（信山社、2000年）に収めた諸論文を除いて、私がこれまでに書き溜めておいたものに、2000年から一年半にわたったアメリカ合衆国における在外研究の成果として著した、二つの論文を加え、構成されている。学位請求論文の主題である、憲法解釈方法論および、アメリカ合衆国憲法、特に議会調査権と司法審査制をめぐる理論と歴史を中心に研究を進めてきたが、不十分とはいえ、これで一応の区切りをつけることができた。

これらの諸論文の大半は、前任校である小樽商科大学において、執筆したものである。全学の学生数が、本学法学部の半分にも満たない、単科大

学であり、現在は独立法人化の影響で厳しい状況にあると仄聞するが、石狩湾を一望できる緑の丘に囲まれた、恵まれた環境であった。そこでの自由な雰囲気は格好の研究の場であり、私が学者の端くれとして生き延びられているのも、たぶんここでの蓄積のおかげである。また、そこには、法学の分野だけではなく、語学はもとより、哲学、経済学、会計学等の諸先生が身近におられたことが、視野を広げさせてくれた。これらの諸先生に、この場を借りて謝意を申し述べさせていただきたい。深夜議論をしているうちに、あまりの雪の深さで、車を駐車場から出すことが困難になり、吹雪の中、雪をこいで帰宅したのを今では懐かしく思い出される。

とはいえ、研究を重ねるうちに、過去のものがいかに未熟であったかが思い知らされ、また、新たに取り組んでみたいテーマも出てくる。光陰矢のごとし。さらなる精進を続けたいと思いつつ、しかし、今度は体力が続かなくなり、これといかにうまく付き合っていくかが課題となっている。



新 所 員 の 紹 介

- | | |
|--|--|
| <p>◆稲庭恒一（いなにわ・こういち） 法学部教授
〈商法総則〉</p> <p>◆川地宏行（かわち・ひろゆき） 法学部教授
〈民法〉</p> <p>◆小西啓文（こにし・ひろふみ） 法学部教授
〈社会保障法則〉</p> <p>◆松原有里（まつばら・ゆり） 商学部教授
〈租税法〉</p> <p>◆岡通太郎（おか・れんたろう） 農学部教授
〈地球環境資源論〉</p> <p>◆源由理子（みなもと・ゆりこ）
ガバナンス研究科准教授
〈国際協力研究〉</p> <p>◆田中建二（たなか・けんじ）
会計専門職研究科教授
〈財務会計の原理〉</p> | <p>◆浅生重機（あさお・しげき） 法科大学院教授
〈民事訴訟法〉</p> <p>◆藤原俊雄（ふじわら・としお） 法科大学院教授
〈商法演習〉</p> <p>◆浦田一郎（うらた・いちろう） 法科大学院教授
〈憲法演習〉</p> <p>◆熊谷健一（くまがい・けんいち）
法科大学院教授
〈知的財産と法〉</p> <p>◆中山知己（なかやま・ともみ） 法科大学院教授
〈民法演習〉</p> <p>◆清水 真（しみず・まこと） 法科大学院教授
〈刑事訴訟法〉</p> <p>◆手塚 明（てづか・あきら） 法科大学院教授
〈刑事訴訟法演習〉</p> |
|--|--|

2006 年度、2007 年度科研費補助金採択件数（社研）

年度 \ 費目	特定領域研究	基盤研究 (A)	基盤研究 (B)	基盤研究 (C)	萌芽研究	若手研究 (A)	若手研究 (B)	合計
2006	2	2	2	20	0	0	2	28
2007	2	1	2	21	0	0	5	31